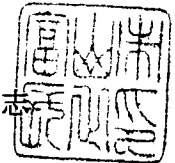


企 第 4 4 号
 大 総 第 1 5 5 号
 大 総 第 1 1 5 1 号
 八 総 第 4 1 2 号
 婦企財 第 5 6 5 0 号
 山 総 第 1 8 4 号
 細 総 第 2 0 3 号

平成16年11月16日

富山県知事 石井隆一様

富山市長 森 雅



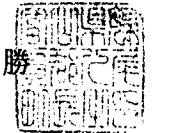
大沢野町長 中 斉 忠



大山町長職務代理者
 大山町助役 正 橋



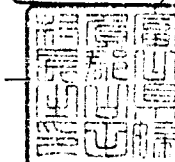
八尾町長 中 林 甚



婦中町長 大 島 外



山田村長 山 崎 吉



細入村長 野 尻 昭



富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、
同郡山田村及び同郡細入村の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 4 月 1 日から富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村及び同郡細入村を廃し、その区域をもって新たに富山市を設置することとしたので、下記の関係書類を添えて申請いたします。

記

添付する関係書類

- 1 新市名及び名称選定の理由
- 2 新市の事務所の位置及び選定理由
- 3 合併予定年月日
- 4 廃置分合を必要とする理由
- 5 合併協定書
- 6 新市建設計画
- 7 関係市町村議会の議決書及び会議録等の写し
- 8 協議書の写し
- 9 現況表等（市の要件に関する調書、中核市要件調書を含む）
- 10 その他参考資料